

定期監査結果に基づく措置の通知に係る公表

令和5年1月31日

和歌山市監査委員

和 総 第 2 3 1 号
令和4年12月27日
(2022年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾 花 正 啓

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和3年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部署等名
<p>決裁責任者の決裁を受けずに施行</p>	<p>単価契約物品の購入事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている支出負担行為の決裁を受けずに支出負担行為を行っていたため、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われない。</p>	<p>指摘後、規則に規定されている支出負担行為の決裁を受けよう徹底しています。 物品購入の際には、各担当者が規則を遵守し同じ誤りが発生しないよう意識を高め、再発防止に取り組んでいきます。</p>	<p>市民環境局 環境部 青岸清掃センター (青岸エネルギータワー)</p>
<p>決裁責任者の決裁を受けずに施行</p>	<p>単価契約物品の購入事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている支出負担行為の決裁を受けずに支出負担行為を行っていたため、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われない。</p>	<p>指摘後、規則に規定されている支出負担行為の決裁を受けよう徹底しています。 物品購入の際には、各担当者が規則を遵守し同じ誤りが発生しないよう意識を高め、再発防止に取り組んでいきます。</p>	<p>市民環境局 環境部 青岸清掃センター (青岸クリーンセンター)</p>

和教政第420号
令和4年12月27日
(2022年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

令和3年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和3年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
<p>決裁責任者の決裁を受けずに施行</p>	<p>行政財産の目的外使用許可（夜間照明施設）に関する事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている決裁責任者の決裁を受けずに施行していたため、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われない。</p>	<p>指摘後、使用許可（夜間照明施設）に関する事務については、決裁責任者の決裁を受けた上で施行していただきます。当該事務の重要性を改めて認識するとともに、同じ誤りが発生しないよう事務処理マニュアルを更新し再発防止に努めています。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 生涯学習課</p>
<p>決裁責任者の決裁を受けずに施行</p>	<p>青少年国際交流センター使用料の減回事務において、和歌山市立青少年国際交流センターから減免申請書が提出されたにもかかわらず、減額・免除申請書が、指定管理者から減免に関する報告を受けているものと同申請書が提出されたにもかかわらず、同規則を遵守するとともに和歌山市教育委員会事務決裁規則に則り適正な決裁処理を行われない。</p>	<p>指摘後、減額・免除申請書について教育委員会宛てに提出するよう周知を行い、和歌山市立青少年国際交流センター一条例施行規則第5条を遵守するよう徹底していただきます。また、和歌山市教育委員会事務決裁規則を遵守し、適正に行うよう周知を図り、意識を高め、再発防止に取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 青少年課</p>

和歌山市公報

令和五年一月三十一日

号外第二号

別冊